

公立大学法人島根県立大学と公益社団法人島根県看護協会との 包括的連携に関する協定書

公立大学法人島根県立大学と公益社団法人島根県看護協会とは、次のとおり包括的連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は甲と乙が包括的な連携を結び包括的な連携を結ぶことによって相互の密接な連携と協力を図り、島根県の看護職に対する卒後教育、地域の保健医療課題の解決や発展に関する取り組みを行うことで、看護職の人材育成や地域医療の発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は前述の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 島根県内における看護職の人材育成や生涯教育の推進に関すること
- (2) 島根県内の看護職者の研究支援に関すること
- (3) 看護師の卒後教育に関すること
- (4) 学生の教育に関すること
- (5) 防災に関すること
- (6) その他、前述の目的達成のために資すること

(協議)


第3条 この協定に定めのない事項に関しては必要に応じ、両者が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため本書2通を作成し、各1通を保有する。

(期間)

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日から起算して3ヵ月前までに、甲または乙から改廃の申し出がない時は、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

令和5年4月27日

公立大学法人島根県立大学
理事長



公益社団法人島根県看護協会
会長

